**ブルガリア・日「3つの周年」記念事業認定**

2019年はブルガリア・日交流開始110周年，外交関係樹立80周年，外交関係再開60周年の「3つの周年」にあたります。この記念すべき年にふさわしい事業を幅広く募集し，周年事業として認定します。
　なお、日本で行われる事業に関しては、東京にある駐日ブルガリア共和国大使館に申請いただきますが、ブルガリアで行われる事業に関しては、在ブルガリア日本国大使館が申請先となります。第三国での事業については個別にご相談ください。

　事業認定基準，認定事業の特典，申請・認定の流れ，注意事項及び申請書類の送付先・問合せ先は以下のとおりです。多くの方々からの申請をお待ちしております。

**1　事業認定基準**

　原則として，2019年1月1日から12月31日までに開催され，かつ事業の内容が下記（1）～（5）に合致する事業。ただし，2018年後半及び2020年前半に開催される事業であっても，その開催趣旨を踏まえ対象とする場合がある。

* （1）事業の内容が，ブルガリア・日間の経済，社会，文化，芸術，スポーツ，観光等の幅広い分野における交流の促進，相互理解の増進，友好関係の強化に資すると判断されるもの。（企業における社会貢献関連事業の実施やその紹介を含む。）
* （2）特定の主義・主張又は宗教の普及を目的とせず，また公序良俗に反しないこと。
* （3）営利を主たる目的としないこと。
* （4）事業実施に係わる経費については，主催者が一切の責任を負うこと。
* （5）開催地の法令を遵守し，他者の権利（著作権を含む。）を侵害しないこと。

**2　認定事業としての扱い**

* （1）認定事業の主催者は，ロゴマークを各事業の広報媒体（ポスター，パンフレット，ウェブサイト，看板，垂れ幕等）に使用することが可能となる。
* （2）当該事業は，大使館HPに掲載される。

**3　申請・認定の流れ**

* （1）事業認定を希望する主催者・団体は，遅くとも事業開催の1月半前に，以下の必要書類を大使館宛にメール又は郵便で送付する。
	+ 事業認定申請書（別添1）（Word）
	+ 誓約書（別添2）（Word）
	+ ロゴマーク誓約書（別添3）（Word）
	+ 事業実施団体の概要（別添4）（Word）
	+ 事業収支計画書（別添5）（Excel）
* （2）大使館が上記の認定基準に従い審査の上，主催者に審査結果を伝達し，承認の場合はロゴマークの電子データを申請者に送付する。

**4　注意事項**

* （1）事業の認定は，事業への資金助成を意味するものではありません。
* （2）提出された申請書類は返却致しません。必要な場合には予めコピーをご用意ください。
* （3）審査の経緯等についてのお問い合わせにはお答えできませんので御了承ください。
* （4）主催者は，ロゴマークを使用した広報資料を印刷前に大使館に提出し，大使館の許可を得てください。ロゴマークは，承認された事業以外には使用できません。
* （5）ロゴの縦横比や色，デザインを変更することは認められません。
* （6）記念事業として認定された場合でも，事業の実施に関わる全ての責任は事業主催者にあります。事業が認定されたことによって，外務省や駐日ブルガリア共和国大使館が何らかの責任を負うことはありません。
* （7）認定後，事業内容が認定条件に合致しないことが明らかになった場合，認定を取り消すことがあります。
* （8）事業が中止又は大きな変更が生じた場合，主催者は大使館に速やかに報告してください。変更内容によっては，大使館が承認を取り消す可能性があります。
* （9）主催者は，事業終了後，大使館に報告書を提出してください。提出いただいた報告書の一部は，大使館のHPで紹介させていただく可能性があります。

**5　申請書類の送付先・問合せ先**

**（1）日本国内で実施する事業**

駐日ブルガリア大使館（Embassy of Bulgaria in Japan）

〒108-0073　東京都渋谷区代々木5-36-3

電話：+81-3-3465-1021

FAX：+81-3-3465-1031

Email：Embassy.Tokyo@mfa.bg

**（2）ブルガリア国内で実施する事業**

在ブルガリア日本国大使館（Embassy of Japan in Bulgaria）

14 Lyulyakova Gradina St. 1113 Sofia

電話：+359-2-971-2708

FAX：+359-2-971-1095

Email：emb-jp-bg@sf.mofa.go.jp